



発行 東京都

東京都下水道局長 佐々木 健
改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都下水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「平成三年法律第百十号」の下に「以下「育児休業法」という。」を加え、「同法」を「育児休業法」に改める。

第七条第一項ただし書中「四週間」を「一週間」に改める。

○東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程………一

32

規 程（下水）

○東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程………五

○東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程………五

○東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程………六

○東京都下水道局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程………八

○東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程………九

○東京都下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程………三

○東京都下水道局企業職員の在宅勤務等手当に関する規程………三

○東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程………四

○東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程………四

○東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程………五

規 程（下水）

● 東京都下水道局管理規程第三号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

第十九条中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第二十五条第三項第二号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二十号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

第二十六条の三の見出しを「（子どもの看護等休暇）」に改め、同条第一項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改め、「受けさせるため」の下に「、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話をを行うため又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をするため」を加え、同条第二項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第三十条第一項中「七月一日から九月三十日まで（第五条第二項の規定により正規の勤務時間の割振りを定められた職員については、六月一日から十月三十一日まで）」を「六月一日から十月三十一日まで」に改める。

第三十条の二第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条の二第四項中「規定する育児時間」の下に「、次条に規定する子育て部分休暇」を、「当該育児時間」の下に「、子育て部分休暇」を加え、同条の次に次の三条を加える。

(子育て部分休暇)

第三十一条の三 所属長は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十日までの間にある子を養育する職員(育児短時間勤務職員等又は第三十四条に規定する部分休業の承認を受けることができる職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「子育て部分休暇」という。)を承認するものとする。

2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

3 前条に規定する介護時間を承認されている職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 子育て部分休暇の請求は、別記第六号様式により行うものとする。

5 所属長は、子育て部分休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、証明書類の提出を求めることができる。

6 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を承認されている職員が産前の休暇を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなつた場合には、その効力を失う。

7 所属長は、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、既に承認した子育て部分休暇を取り消すものとする。

一 子育て部分休暇を承認されている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつたとき。

二 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部分休暇に係る子以外

の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

三 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

8 子育て部分休暇を承認されている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を所属長に届け出なければならない。

一 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合

二 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなった場合

三 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつた場合

9 前項の規定による届出は、別記第七号様式により行うものとする。

10 第五項の規定は、第八項の届出について準用する。

(介護についての申出があつた場合における措置等)

第三十一条の四 所属長は、職員が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申請(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 所属長は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第三十一条の五 所属長は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第三十二条の二中「及び第三十一条の二」を「から第三十一条の三まで」に改める。

別記第一号様式中「又は超過勤務の制限」を「、超過勤務の免除又は超過勤務の制

限」の定め、「制限終了日として、超過勤務の免除を請求する場合には、当該請求に係る子の満3歳の誕生日の前日以前の日を免除」を意味す。

別記第五の様式「規定する育児時間」の定め、「第31条の3に規定する子育て部分休暇」を意味する、「当該育児時間」の定め、「子育て部分休暇」を意味する回数式の定め次の1様式を意味す。

第6号様式(第31条の3関係)(表)

		子育て部分休暇承認請求書				(表)	
		(所属長)		提出年月日		年 月 日	
		姓	所 属				
		次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。					
1 請求に係る子	氏 名						
	続柄						
2 請求期間及び時間	生年月日	年 月 日 生					
		期 間		時 間			
	年	月	日から	<input type="checkbox"/>	毎 日	午前 時 分から	分まで
	年	月	日まで	<input type="checkbox"/>	(その他)	午後 時 分から	分まで
	年	月	日から	<input type="checkbox"/>	毎 日	午前 時 分から	分まで
				<input type="checkbox"/>	(その他)	午後 時 分から	分まで
3 備考							

- (注) 1 請求に当たつては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。
 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「3 備考」欄に記入すること。
 3 子育て部分休暇の承認について、職員の申請に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を裏面に記入すること。
 4 該当する□には、レ印を記入すること。

三

第7号様式（第31条の3関係）

養育狀況變更届

(所屬長)

1

1 届出の事由

- 子育て部分休暇に係る子が死亡した。
 - 子育て部分休暇に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む。）。
 - 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
 - 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。

次のことより子育て部分休暇に係る子の養育状況について変更が生じたので届け出ます。

届出の事由が発生した日 2

- その他(

年 月 日

(注)該当する□には印を記入すること

日本書紀傳(卷四)

附 則

三十二条とする。

- 1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三十条の一第三項第一号の改正規定は同年六月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

（子育て部分休暇）

- 2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第十一條の二の二（東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第七号）第九条において準用する場合を含む。）に規定する超過勤務の免除、改正後の規程第二十六条の三に規定する子どもの看護等休暇及び改正後の規程第三十一条の三に規定する子育て部分休暇の請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

- 3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程別記第一号様式及び第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第四号

- 東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部
を改正する規程

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条及び第二十条（見出しを含む。）中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第三十三条を第三十七条とし、第三十二条を第三十四条とし、第三十一条を第三十三

条とする。

附 則

- 1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（子育て部分休暇）

- 第二十九条 子育て部分休暇については、勤務時間規程第三十一条の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるいは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第三項中「前条」とあるいは「第二十七条规定する勤務時間規程第三十一条の二」と、「二時間」とあるいは「基準時間」と、同条第四項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

（子育て部分休暇を承認することができる職員）

- 第三十条 所属長が子育て部分休暇を承認することができる職員については、第二十八条の規定を準用する。

第三十四条の次に次の二条を加える。
(介護についての申出があつた場合における措置等)

- 第三十五条 介護についての申出があつた場合における措置等については、勤務時間規程第三十一条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「申告、請求」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

（勤務環境の整備に関する措置）

- 第三十六条 勤務環境の整備に関する措置については、勤務時間規程第三十一条の五の規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

する規程第二十条に規定する子どもの看護等休暇に係る請求等及び同規程第二十九条に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

第三十三条 新たに条例第四条の職員たる要件を具備するに至った職員は、その旨を速やかに所属長に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

(扶養親族に係る届出)

● 東京都下水道局管理規程第五号

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、管理職員特別勤務手当及び特定任期付職員業績手当」を「及び管理職員特別勤務手当」に改める。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 在宅勤務等手当

第二十条に次の二項を加える。

3 職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときににおける前二項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われるものとして取り扱うものとする。

第三十二条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一

号ずつ繰り上げ、同条第二項第二号を削り、同項第一号中「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、」を削り、「前項第一号及び第三号から第六号まで」を「前項第二号から第五号まで」に改め、「（以下「給料表（四級職員）」という。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の二項を加える。

一 扶養親族たる子（前項第一号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。）一万三千円

第三十二条第三項中「（以下「特定期間にある子」という。）」を削り、「当該特定期間にある子」を「当該期間にある当該扶養親族たる子」に改める。

第三十三条を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができる場合として局長が別に定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

3 第一項の規定による届出は、別記様式第三号による扶養親族等に関する届により行わなければならない。

第三十四条第一項中「前条の」を「前条第一項の規定による」に、「確めて」を「確かめて」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

前条第二項に規定する場合においても、同様とする。

第三十四条第一項各号を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、所属長は、次に掲げる者を第三十二条第一項に規定する扶親族として認定することができない者

一 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者

二 その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額百三十万円以上である者

三 重度心身障害者の場合は、前二号によるほか終身労務に服することができない程度でない者

第三十四条の次に次の二項を加える。

（扶養手当の支給の始期及び終期）

第三十四条の二 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第四条の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至つた日（局長が別に定める場

合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で局長が定める日) の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第三十三条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第三十五条中「、第三十三条第二項及び第三項に定めるもののほか」を削る。

第三十五条の五第三項中「パートナーシップ関係の相手方」を「東京都オリンピック憲章にうたわれた人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)」に改める。

第四十条中「次のとおり」を「一回につき、六千百円」に改め、同条の表を削る。

第四十条の二第二項中第十号を第十二号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 指定職員(定年前再任用短時間勤務職員に限る。) 八千二百五十円

第四十条の二第二項中第四号を第五号とし、同項第三号中「限る。」の下に「又は給料表(三)の一号給若しくは二号給の給料月額を受ける職員」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「限る。」の下に「又は給料表(三)の三号給若しくは四号給の給料月額を受ける職員」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「限る。」の下に「又は給料表(三)の五号給、六号給若しくは七号給の給料月額を受ける職員」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

技 事 務			キヤリア活用		下水道局企業職給料表(一)		二級二十五号給	
III 類	II 類	I 類	A	B	I 類	経 験 者	一級四十五号給	一級三十七号給
							一級二十九号給	一級二十七号給
							一級十七号給	一級五号給

別表第三中備考2を次のように改める。

2 試験(選考)欄の区分が経験者の者のうち、職務の級一級の適用を受けるものに対するこの表の適用については、次のとおりとする。

- (1) 職種欄の「事務」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「一級四十五号給」とあるのは「一級四十四号給」と、職種欄の「事務」の区分の適用を受け、「又は給料表(三)の五号給、六号給若しくは七号給の給料月額を受ける職員」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。
- (2) 職種欄の「技術」の区分の適用を受け、経験年数起算表における「大学専攻

1 指定職員(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に限る。) 九千円
第四十条の二第三項を次のように改める。

3 次に掲げる場合には、条例第十条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第十条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第十条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合第四十条の二の二を削る。

付則第十五項中「第五号」を「第六号」に改める。

別表第三事務技術の項を次のように改める。

科卒等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「一級三十七号給」とあるのは「一級四十号給」と、職種欄の「技術」の区分の適用を受け、「経験年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「一級三十七号給」とあるのは「一級四十三号給」とする。別表第四の二備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。

「二 扶養親族たる父母等（前項第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 六千円（給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級であるものの扶養親族たる父母等 三千円）

4 試験（選考）の区分が経験者の者のうち、職務の級一級の適用を受け、初任給

基準表の職種欄の「事務」の区分の適用を受けるものの学歴免許等欄に掲げる年数は、学歴免許等に適用される年数に「大学専攻科卒等」につては一年を、

「大学四卒」、「短大三卒」、「短大二卒」、「高校專攻科卒」、「高校三卒」

三 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（前項第六号に掲げる者をいう。）三千円とする。

「高校二卒」及び「中学卒」にあつては二年を加えた年数とする。
別記様式第三号裏中「、姫姫」を削る。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の給与に関する規程（以下「改正

後の規程」という。) 第四十条の規定は、令和七年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

3 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの

間における改正後の規程第三十二条の適用については、同条第一項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、第六号に掲げる者に係る扶養手当は、第二項第一号

に規定する給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級であるものに対しては支給しない。」と、「五 重度心身障害者」とあるのは

「五 重度心身障害者」

六　条例第四条の三第一項第二号に規定する配偶者又は第三十五条の五第三項に規定するパートナーシップ関係の相手方

● 東京都下水道局管理規程第六号

●**東京都下水道局管理規程第六号**
東京都下水道局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局非常勤職員の奉公酬等に関する規程第九号) の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「定める報酬」の下に「条例第五条の三に規定する在宅勤務等手当

に相当する報酬」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 条例第五条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する第一種報酬については、条例第五条の三の規定を準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

第十条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

第十八条第一項第一号中「第一種報酬」の下に「条例第五条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬及び」を加える。

第二十七条第二項第三号中「含む。」の下に「から勤務を割り振られていない日を除いた日」を加え、同条第三項第三号中「部分休業」の下に「及び会計年度任用職員勤務時間規程第二十九条に規定する子育て部分休暇」を加える。

第二十八条第一項中「一万分の一萬一千百四十七・五」を「一万分の一萬六百九十二・五」に、「第四条の四第一項第五号」を「第四条の四第一項第六号」に改め、同条第二項中「一に」「いずれかに」に改める。

附 則

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局非常勤職員の報酬等に関する規程第十条第二項の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

●東京都下水道局管理規程第七号
東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「いう。」を「いう。」に改め、同号ただし書を削り、

同項第二号中「定める額」の下に「条例第五条の三の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員並びに」を加え、「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「以下「法」という。」を加え、「支給月数」を「支給対象期間につき第二条第一項各号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数（以下「支給月数」という。）」に改め、同項第三号中「（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給月数を乗じて得た額）」を削り、同項第四項第一号ただし書中「ただし、」の下に「条例第五条の三の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員及び」を加え、同項第二号中「通勤二十一回分」の下に「条例第五条の三の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員及び」を加える。

第三条の三第一号中「（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給月数を乗じて得た額）」を削る。

第三条の四第一項中「異動等の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の」を「当該住居に相当するものとして第三項に定める」に、「でその利用が第三項に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「の特別急行列車その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）」に、「の二分の一に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に支給月数を乗じて得た額。以下「特別料金等の二分の一相当額」という。）」を「に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）」に改め、同条第二項中「異動等により、異動等の直前の通勤時間（新幹線鉄道等を利用しない通常の通勤の経路及び方法による通勤時間とする。以下この条及び次条において同じ。）の二分の三以上の通勤時間を要することとなる職員のうち」を削り、「者」の下に「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同項第二号中「通勤時間」の下に「（新幹線鉄道等を利用せずに、通常の通勤の経路及び方法により通勤するものとした場合に要する通勤時間とする。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 第一項に規定する異動等の直前の住居に相当する住居は、異動等の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

- 一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- 二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 第一項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から的新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

- 三 前二号に掲げる住居のほか、局長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第三条の四第四項及び第五項中「特別料金等の二分の一相当額」を「特別料金等相当額」に改める。

第三条の五第一項中「同条」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、

第二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして次項で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して第三項に定める職員に限る。）その他前条第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認める」を「任用の事情等を考慮して定める」に、「の各号のいずれかに該当する職員」を「に掲げる職員で、前条第二項に規定する新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」に改め、同項を同条第三項とし、同項の各号を次のように改める。

一 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者（この規程の適用を受けない職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続い

てこの規程の適用を受ける職員となつた者及び法第二十二条の四第一項の規定により採用された者（同項の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。第三号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（次号及び第三号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異なる勤務庁に在勤することとなつた者

- 二 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異なる勤務庁に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員
- 三 人事交流等職員のうち、この規程の適用外であつた者としての在職をこの規程の適用を受ける職員としての在職と、その間の勤務箇所又は定年前再任用短時間勤務職員となる直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所を前条第一項の勤務

庁とみなした場合に、この規程の適用を受ける又は定年前再任用短時間勤務職員（直前のものに限る。）となる前から引き続き前条第一項に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

第三条の五第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する給料表の適用の直前の住居に相当する住居は、給料表の適用を受ける職員となつた日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の生活

二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 前項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から的新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合における当該

三 前二号に掲げる住居のほか、局長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第三条の五に次の二項を加える。

4 第一項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員は、次に掲げる職員（前条第二項に規定する新幹線鉄道等を利用しなければ通勤

項において同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若し

くは同条第一項の東京者ハートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナー・シップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に

（ハートナーシツ^ト関係の相手方^ト）といふ（酔倒者及びハートナーシツ^ト関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居への転居に伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員のうち、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするも

二　満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため

一　満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため
子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該
転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の
転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係
る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該子の養育を行つてゐるものに
限る。）

三 職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母（介護保険法（平

成九年法律第二百二十三号) 第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。) の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣住居に転居した職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。) からの通勤のため、新幹線鉄道

等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該父母の介護を行つているものに限る。）

四 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の異動等（配偶者又はパートナーシッ

（ア）関係の相手方が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と生活を共にしているものに限る。）

五 前条第一項に規定する新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支

給される職員から引き続いて満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域の住居に転居した職員、職員若しくは配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母（介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居若しくはその近隣住居に転居した職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の異動等（配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、養育若しくは介護の終了等又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と生活を共にしなくなつたこと等に伴い、直前に居住していいた住居に再び転居したもの（うち、第二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で当該転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

六 前各号に定めるもののほか、前条第一項の規定による通勤手当を支給される職員

前項第一号において「特定住居」とは、同項第一号に規定する転居（以下この項に

おいて「事由の発生」という。) の日以後に転居する場合における当該事由の発生の日以後の転居後の住居(以下この項において「転居後の住居」という。)であつて次に掲げるものをいう。

- 一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- 二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 当該事由の発生の直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等(以下この号において「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等(以下この号において「新最寄り駅等」という。)とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、局長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第三条の五の次に次の一条を加える。

(手当額の上限)

第三条の六 運賃等相当額(交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額)、

第三条第一項第二号に定める額及び特別料金等相当額(新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額)をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が十五万円

を超える職員の通勤手当の額は、第三条から前条までの規定にかかわらず、十五万円

に支給月数を乗じて得た額とする。

第四条の三第一項中「第三条の五」を「第三条の六」に改め、同条第三項中「第三条第一項第一号若しくは第三号」を「第三条の六」に、「五万五千円」を「十五万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(均衡職員等に関する経過措置)

- 2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第三条の五第一項及び第三項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。
- 3 改正後の規程第三条の五第二項の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

4 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された者は、改正後の規程第三条の五第三項第一号及び第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

5 改正後の規程第三条の五第四項第二号から第五号までの規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となつた者(これらの号に規定する当該日以後に転居をしたものとみなし)にも適用する。

◎東京都下水道局管理規程第八号

東京都下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程(平成二年東京都下水道局管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号を削り、同条第二号中「勤務庁を異にする異動又は在勤する勤務庁の移転」を「条例第五条の二第一項に規定する異動等(以下この条において「異動等」という。)」に、「異動又は勤務庁の移転」を「異動等」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号から第六号までの規定中「勤務庁を異にする異動又は在勤する勤務庁の移転」及び「異動又は勤務庁の移転」を「異動等」に改め、同条中第三号から第六号まで

を一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、第八号を第六号とする。

第七条第一項中「局長」を「下水道局長（以下「局長」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程第五

条の規定は、この規程の施行の日前に新たに採用された者についても適用する。

（東京都下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

3 東京都下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程（令和

四年東京都下水道局管理規程第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

●東京都下水道局管理規程第九号

東京都下水道局企業職員の在宅勤務等手当に関する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都下水道局長 佐々木 健

（目的）

第一条 この規程は、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二

十八年東京都条例第十九号。以下「条例」という。）第五条の三の規定に基づき、東

京都下水道局企業職員（以下「職員」という。）の在宅勤務等手当の支給について必

要な事項を定めることを目的とする。

（在宅勤務等の場所）
第二条 条例第五条の三の管理者が定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 職員が介護を行う要介護者の自宅

二 前号に掲げる場所に準ずる場所として所属長が認めるもの

（正規の勤務時間から除かれる時間）

第三条 条例第五条の三の管理者が定める時間は、次に掲げる時間とする。

一 東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京

都下水道局管理規程第一号）第十二条の四第一項に規定する超勤代休時間又は休日

（同規程第十二条及び第十三条の規定による休日並びに同規程第十四条第一項の規

定により指定された代休日をいう。）に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務

することを命ぜられた時間を除く。）

二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき

特に承認があつた時間

（一箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間）

第四条 条例第五条の三の管理者が定める期間は、三箇月とする。

（在宅勤務等手当の額）

第五条 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

（確認）

第六条 所属長は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例

第五条の三に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同条の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 所属長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。（支給方法等）

第七条 在宅勤務等手当の支給については、次項から第四項までに定める場合を除き、給料支給の例による。

2 月の初日において、条例第十六条の二及び第十六条の三に規定する職員その他の在

宅勤務等手当を支給できない場合に該当する職員には、その月の在宅勤務等手当を支給しない。

3 在宅勤務等手当の額は、東京都下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和三十七

年東京都下水道局管理規程第十五号）第四条の規定により給料額が日割りによって計

算される場合においても、日割りによって計算しない。

4 職員が所属長を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月初日における職員の所属長において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(支給期間等)

第八条 職員が新たに条例第五条の三の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同条に規定する管理者が定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くこととなつたと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなつたと認められた月以降、在宅勤務等手当を支給しない。

(委任)

第九条 この規程の実施に関し必要な事項は、下水道局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十号

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

規程第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第七項中「百分の百九十」を「百分の八十」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十一号

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程(昭和五十四年東京都下水道局管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

6 給与規程別表第一ハに定める下水道局企業職給料表(以下「給料表(二)」といふ。)の適用を受ける職員に対する第四項第一号の規定の適用については、同号中「百分の百十七・五」とあるのは、「百分の百十二・五」とする。

第四条の三第四項第三号中「部分休業」の下に「及び勤務時間規程第三十一条の三に規定する子育て部分休暇」を加える。

第四条の四第一項第一号中「一万分の一万七百八十」を「一万分の一万三百四十」に、「一万分の一万四千六百九十九」を「一万名の一万四千九十九」に改め、同項第三号中「一万名の二万五千」を「一万名の二万四千五百」に改め、同項第九号中「一万名の五千四百」を「一万名の五千百七十五」に、「一万名の七千」を「一万名の六千五百」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「一万名の五千三百四十」を「一万名の五千百十七・五」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「二万名の六千二百三十」を「一万名の六千七・五」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「一万名の五千七百二十」を「一万名の五千五百」に、「一万名の七千七百九十九」を「一万名の七千四百九十九」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「一万名の一万一千二十五」を「一万名の九千七百五十二・五」に、「一万名の一万七千」を「一万名の一万六千五百」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「一万名の一万九百二十五」を「一万名の九千六百三十五」に、「一万名の一万八千」を「一万名の一万七千五百」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 給料表(二)の適用を受ける職員 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の

一万八千五百以下の範囲内で局長が別に定める割合

第四条の四第二項中「第三号まで、第六号又は第七号」を「第四号まで、第七号又は第八号」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「第四号、第五号、第八号又は第九号」を「第五号、第六号、第九号又は第十号」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第五条に次の一号を加える。

十一 子育て部分休暇に相当する休暇 子育て部分休暇

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十二号

東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程（平成二年東京都下水道局管理規程第五十二条）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の二」を「第七条」に、「内国旅行の旅費（第十三条—第二十三条の三）」を「旅費の種目及び内容（第八条—第十七条）」に、

「第三章 外国旅行の旅費（第二十四条—第三十一条の二）」を「第三章 雜則（第十四章 雜則（第三十二条—第三十五条）」

八条—第二十五条）」に改める。

第二条第一項第三号中「在勤庁」の下に「（常時勤務する在勤庁のない場合又は下水道局長（以下「局長」という。）若しくは局長の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項に次の一号を加える。

五 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六

条の四第一項に規定する旅行業者をいう。）その他の局長が別に定める者（以下の号において「旅行業者等」という。）であつて、東京都下水道局（以下「局」という。）と旅行役務提供契約（旅行業者等が局に対して旅行に係る役務その他の局長が別に定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、局が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第六項において同じ。）を締結したものをいう。

第二条第二項中「指定職の職務」という場合には、下水道局長（以下「局長」という。）を「指定職職員」とは、局長に、「職員の職務」を「職員」に改め、同条第三項中「何級の職務」という場合には「を「職務の級」とは」に、「により定められた当該級の職務」を「による職務の級」に、「級の職務」を「職務の級」に改め、同条第四項を削る。

第三条第四項中「旅行の出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消し）を含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。）を受け」に、「において」を「その他局長が別に定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった金額」を「なる金額又は支出をする金額で局長が別に定めるもの」に改め、同条第五項中「交通機関の事故又は」を削り、「やむを得ない」を「局長が別に定める」に、「概算払い」を「概算払」に、「の金額」を「で局長が別に定める金額」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項、第二項及び第四項に規定する場合において、局が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第四条第一項中「旅行を命ずる権限を有する者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に、「行わなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「（取消しを含む。以下同じ。）」を削り、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第四項中「これを変更する」を「その変更をする」に、「よらなければ」を「局長が別に定める事項の記載をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければ」

に改め、同項ただし書中「近接地内に」を「局長が別に定める」に、「による」を「に当該事項の記載をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に、「その旅行に関する事項を記載し、これをその旅行者に提示」を「、当該事項の記載を」に改め、同条第五項を削る。

第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第六条を削る。

第七条中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第二章に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に、「最も」を「最も」に、「又は方法によって」を「又は方法により」に改め、同条を第六条とする。

第八条から第十二条までを削る。

第十二条の二第一項中「（概算払い）を「（概算払）に、「又は概算払い」を「若しくは概算払」に改め、「もの」の下に「又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「必要な書類」を「必要な資料」に改め、「当該旅費」の下に「又は当該金額」を加え、「添付書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その書類」を「その資料」に改め、「その旅費」の下に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第二項中「概算払い」を「概算払」に改め、同条第四項中「添付書類」を「資料」に改め、「及び様式」を削り、同条を第七条とする。

第二章を次のように改める。

第二章 旅費の種目及び内容

（旅費の種目及び内容）

第八条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雜費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

（鉄道賃）

第九条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第

一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他局長が別に定めるものをいう。次項及び第十二条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金（内国旅行にあつては指定職員に限る。）

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（指定職員が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により職務の級が三級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第十条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第一百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他局長が別に定めるものをいう。次項及び第十二条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金（内国旅行にあつては指定職員に限る。）

五 前各号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額とする。

一 内国旅行の場合であつて、運賃の等級が三階級に区分された船舶により移動するとき

イ 中級の運賃の額

二 内国旅行の場合であつて、運賃の等級が二階級に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 指定職員が移動するとき 上級の運賃の額

ロ 職務の級が五級以下の者が移動するとき 下級の運賃の額

三 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が二以上の階級に区分された船舶により移動するとき 最上級の運賃の額

四 第一号及び第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に二以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 第一号の規定に該当するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 指定職員が移動するとき 最上級の運賃の額

(2) 職務の級が五級以下の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

ロ 第二号の規定に該当するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 指定職員が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(2) 職務の級が五級以下の者が移動するとき 最上級の運賃の額

五 第三号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に四以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 指定職員又は職務の級が四級以上の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

ロ 職務の級が三級以下の者が移動するとき 指定職員又は職務の級が四級以上の者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃の額

六 第三号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に三に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 指定職員又は職務の級が四級以上の者が移動するとき 中級の運賃の額

ロ 職務の級が三級以下の者が移動するとき 下級の運賃の額

七 第三号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に二に区分された船舶により移動するとき 下級の運賃の額

(航空賃)

第十一条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他局長が別に定めるものをいう。次項及び次条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一 外国旅行の場合であつて、指定職員が移動するとき及び職務の級が五級以下の者が長時間にわたる移動として局長が別に定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

二 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により指定職員が移動するとき及び職務の級が五級以下の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(その他の交通費)

第十二条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用の者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃の額

とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程一キロメートルにつき三十七円とする。

一 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行ふものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受け業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合において、全路程を通算して計算し、路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第十三条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号)により定められている宿泊費基準額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。この場合において、

職員に対応する国の職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる同令における国の職員とする。

一 指定職職員 指定職職員等
二 職務の級が五級以下の者 職務の級が十級以下の者

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として局長が別に定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第十四条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第九条から第十二条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第十五条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。

(渡航雑費)

第十六条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして局長が別に定める費用の額とする。

(死亡手当)

第十七条 死亡手当は、職員の外国における死亡(第三条第二項第四号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表に定める定額とする。

(第三章を削る。)

「第四章 雜則」を「第三章 雜則」に改める。

第三十二条第一項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「局以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「その他」の下に「旅行における」を加え、「により、」を「上」に、「不当」を「不当」に改め、同条を第二十一条とし、第三章同条の前に次の三条を加える。

(退職者等の旅費)

第十八条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三ヶ月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて局長が別に定めるものとする。

2 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第十九条 第三条第二項第一号又は第四号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張の例に準じて局長が別に定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第二十条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(第十二条第一項ただし書に規定

する場合を除く。)に係る旅費の支給額は、第九条第一項各号、第十条第一項各号、

第十一条第一項各号及び第十二条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第六条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第三十三条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(旅費の返納)

第二十三条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの規程又はこれに基づく局長が別に定める規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの規程又はこれに基づく局長が別に定める規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、局長が別に定める。

第三十四条を第二十四条とする。

第三十五条中「の実施に關して」を「に定めがあるもののほか、この規程の規定による旅費の支給の手続その他この規程の実施のため」に改め、同条を第二十五条とする。

別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表 死亡手当（第十七条関係）

区分	死 亡 手 当
全ての者	九三〇、〇〇〇円

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規程第一条第一項第三号に規定する旅行命令権者が新規程第四条第一項に規定する旅

行命令を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新規程第二条第一項第三号に規定する旅行命令権者が新規程第四条第三項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新規程第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となつた場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となつた場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新規程第三条第四項及び第五項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項及び第二項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程第三条第一項及び第二項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新規程第二十三条の規定は、新規程又はこれに基づく下水道局長が別に定める規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

発行
電話 ○三(五三二二)一一一(代)
郵便番号 163-8001

定価
一本号
(郵送料を含む。) 五〇円

印刷所
電話 ○三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号 101-0051